

奨学金制度についてのご説明

1. 奨学金制度の目的

当制度は、学校法人龍馬学園 龍馬デザイン・ビューティ専門学校（以下「整備学校」という）と提携する高知ダイハツ販売株式会社（以下「弊社」という）が、自動車整備士を目指す学生に対し、授業料等、学生生活を営む上で必要となる費用の支払を支援するために共同で実施する奨学金制度です。

弊社は、整備学校から委託を受けて、学生に対して奨学金を貸付け、学生の修学を支援します。

2. 申請者の資格要件

以下の両方を満たす者とします。

- 1) 高知県／市町村の高等学校に在学中の生徒で整備学校に進学を希望する者、又は、整備学校に在学中の者
- 2) 整備学校を卒業後、弊社に入社を希望する者

3. 申請に必要な書類

奨学金制度の利用を希望する者は、以下の書類を弊社へご提出いただきます。なお、ご提出いただいた書類については、弊社から整備学校に連携されます。

- ① 奨学金制度利用申込書
- ② 履歴書
- ③ 健康診断書
- ④ 高等学校の成績証明書
- ⑤ その他審査にあたり整備学校及び弊社が必要と認める書類

4. 審査、承認及び通知

弊社及び整備学校は、上記の資格要件及び申請者の「人物、健康、学力等」を、「面接、提出書類、弊社が認定する試験等」により総合的に審査し、奨学支援の承認／不承認を決定します。

承認された場合は、「奨学支援決定通知書」をもって申請者本人に通知します。

5. 契約

申請者が「奨学支援決定通知書」を受領した場合は、速やかに弊社と間で奨学金貸与 契約を締結していただきます（以下、契約を締結した方を「奨学生」といいます）。

[未成年者若しくは学生本人が契約する際の法定代理人について]

未成年者若しくは学生本人が契約を締結する場合には、法定代理人（親権者や未成年後見人）の同意が必要になります。奨学金貸与契約の締結には、本人の他に法定代理人の方の署名・捺印もお願いします。

[連帯保証人について]

連帯保証人は、申請者本人が奨学金を返済しない場合に代わって返済する人です。原則として、父又は母、父母がいない等の場合は、兄弟（申請者本人とは別の独立の生計を営む成年者である場合に限る）、叔父・叔母等です（契約締結時、連帯保証人は、印鑑証明書及び収入に関する証明書の提出が必要です）。

6. 奨学支援の具体的な方法

- 1) 弊社は、奨学生に対し、学費や生活費等の原資として奨学金を貸与します。
- 2) 奨学生は、奨学金貸与契約に基づき弊社に返済を行います。
- 3) 奨学生が弊社に一定の年数勤務を継続した場合には、返済の全部又は一部について 免除を受けることがあります。

7. 契約書記載内容等の変更連絡

奨学生は、以下の場合、速やかに弊社に連絡し、必要な手続を取る必要があります。

- ① 休学、復学、転学、編入学、留学又は退学をしようとするとき
- ② 連帯保証人を変更するとき
- ③ 本人、連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき
- ④ 奨学支援制度の利用を辞退するとき

8. 奨学支援の中止、奨学金の一括返済

弊社は、奨学生が以下の各号のいずれかに該当する場合は、それ以降について奨学金貸与を中止し、又は既に貸し付けた奨学金の一括返済を求めるものとします（延滞金：民事法定利率）。この場合における具体的な返済方法等については、整備学校、奨学生、連帯保証人及び弊社において協議の上で決定するものとします。

- ① 整備学校に入学しなかった、又は不合格となった場合
- ② 整備学校を退学、又は長期にわたって欠席した場合
- ③ 傷病のため就学の見込みがないと整備学校及び弊社が判断した場合
- ④ 整備学校より、停学その他の処分を受けた場合
- ⑤ 留年するなど学業成績又は性行が著しく不良となったと整備学校及び弊社が判断した場合
- ⑥ 弊社に採用されなかった、又は採用されたが奨学生都合により入社しなかった場合
- ⑦ 弊社に入社後、完済前に退職した場合

9. その他（弊社との面談）

整備学校在学中、定期的又は必要に応じて弊社をご訪問いただき、学生生活の状況（授業の状況、生活状況など）について面談を受けていただきます。

以 上